

Title	最近の巴爾幹問題 ( 三 )
Sub Title	
Author	林, 毅陸
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.7 (1916. 7) ,p.943(47)- 972(76)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160701-0047">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160701-0047</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

て居る。又憲法の慣例の或制限内に於て、國王は宰相をして國會を解散せしめ、新たに國民の意志を問ふことも出来る。國王が政治以外の領分に於て有つて居る大なる勢力の事は本文の範圍外に屬するけれど、憲法上國王の大權に屬し、併も國王が親しく行使して居る權力及び勢力も今尙此の如く廣大なるものがあるのである。(完)

### 最近の巴爾幹問題 (三)

林 毅 陸

九

土耳其が協商諸國に反いて獨塊に就くに至りたる其次第は、吾人既に之を述べたり。吾人は今や轉じて、勃牙利が獨塊に加擔するに至りたる經過、並に希臘が一時殆んど協商諸國の味方として起たんとし、然も遂に曖昧なる中立を守り今日に至れる其顛末を語らざる可らず。此等は孰れも協商側の外交の失敗を意味すること、土耳其の場合と毫も異ならず。否、失敗の程度は寧ろ更に大なりと謂ふも敢て不可ならず。蓋し土耳其人は本來恐露憎英の感情を有し、其の親獨的傾向は夙に顯著なりしが故に、其の遂に獨に就くに至れるは敢て深く驚くに足らずと雖も、勃牙利及希臘に至りては、本來露英佛に對して特別の緣故を有するものたり。協商諸國が或

は之を逸して敵營に走らしめ、或は中立を脱せしむるに失敗したるが如きは、不面目の甚しきものと謂はざる可らず。歐洲外交界に於ける彼等の威信は、實に之が爲に甚しく傷けられたるなり。

想ふに、二世紀來露西亞の庇護の下に自由獨立の機運を開き來れる勃牙利が今回の大決戦に際し、重恩ある同種同教の露國に反き、パンスラヴィズムの叛逆者となり、外交上及人種上の關係に一革命を生せしめたるは、近時の巴爾幹政局に於て最も注目に値するものなり。然らば其の由つて來る所如何。第一回巴爾幹戦役の際、姑息なる平和回復を急ぎ、スラヴ兄弟戦の避け難きに至らしめ、又第二回巴爾幹戦役の際、勃牙利を極端なる絶望に陥らしめて復讐の禍根を作りたるは、既に吾人の説明したるが如し。當時に於ける露國若くは協商諸國の外交の失策は、今漸く其結果を生せるなり。獨塊は巴爾幹の政局に乗すべき好隙あるを利用して、巧みにスラヴ同種國を離間し、勃牙利をして協商側と絶つに至らしめたるなり。

試みに歐洲大戦破裂後の勃牙利の立場を一瞥せよ。深怨ある塞爾比は、今方に塊と苦戦中に在り。塞爾比の保護者たる露西亞は、亦頻りに獨塊の爲に苦められ、其の廣大なる領土は既に敵軍の蹂躪する所となりつゝあり。固より巴爾幹を顧みる餘裕あるべきに非ず。加ふるに土耳其の既に獨逸に加擔して起てるあり。是れ豈に塞爾比に開戦して以てブカレスト條約の遺恨を晴らし、マセドニア回復の宿志を達すべき好時機に非ずや。勿論勃牙利は露西亞に對して多大の同情を有せざるに非ず。雖も、近時露西亞が稍塞爾比を偏愛するの傾向を示し、勃塞衝突の際には概して常に塞爾比を保護したるの事實は、彼等をして露西亞の頼る可らざるを思はしめたるや疑を容れず。多年の恩義は之を忘れざるも、今現に敗辱の恨を晴らし、國運隆興の大策を遂げんとするに當りては、徒らに過去の感情に拘泥するを得べきに非ず。勃牙利が竊に劍を按じて蹶起の好機を窺ひ待ちしは、敢て異とするに足らざるなり。

更に獨逸の側より之を見んか、土耳其を起たしめたること既に協商側に對する大牽制となれるに、更に勃牙利を誘ふて露に反がしむるを得んか、其利益は擧げて言ふ可らざるものあり。即刻に塞爾比を粉碎し得るは言はずも、われ希臘及羅馬尼は即ち之が爲に動く能はざるの窮境に立たん。又巴爾幹を突破してコンスタンチ

ノールブルに大通路を開くを得ん。且巴爾幹を制するは即ち亞細亞土耳其を制する所以なり。埃及を衝き又は波斯を脅すの道も之より開かれ来るなり。されば獨逸が物牙利を誘ふに一切の手段を吝まざるべきは、是れ亦想像に容易なる所なりしなり。

既に重大なる禍根の巴爾幹に存するあり。而して物牙利は好機を窺ひ待ち、獨逸は之を誘ふに一切の手段を吝まざらんとするあり。加ふるに當時戦場の形勢は如何なりしとするぞ。千九百十五年二月中旬より英佛聯合艦隊はダルダネルス海峡砲撃を開始したるも何等の成績を擧ぐる能はず。然も獨逸潜航艇は地中海方面に於ても驚くべき活動を示し、五月下旬にはダルダネルス海峡の入口に於て英國の二戦艦トライアンフ及マゼスチックを燄沈せしめ、以て人膽を寒からしめたり。海峡砲撃の徒勞を悟りたる聯合軍は、四月二十五日よりガリポリ半島に陸戦隊を上陸せしめ、陸地より海峡を攻むるの策を取りたるも、是れ亦甚だ不成績なりしなり。聯合軍は十二月二十日に至り遂に其撤退を發表し、翌年一月八日之を完了せり。伊太利が五月二十三日を以て埃に宣戦したる事は、一時多大の反響を巴爾幹に與

へたりと雖も、伊軍は専ら北伊に多忙なるが故に其の巴爾幹に及ぼす實際上の効果は思の外に小ならざるを得ざりき。

更に歐洲本戦場に於ける経過を見るに、西部に於ては、獨軍佛國北部を占領したる儘にて持久戦に入り、佛英軍が敵を撃退し得るの望殆んどあるなし。東北部に於ては、千九百十五年の春、露軍一時カルパシアン方面に進出し、將に同山脈を横りて匈牙利の平野に下らんとするやに思はれたるも、西部に少閑を得たる獨軍の爲に間もなく大攻撃を蒙り、六月下旬にはガリシアより逐はれ、七月下旬にはワルソニアを放棄し、八月中旬にはモヅノを失ひ、同下旬には露軍はガリシア、波蘭及リヌニア等の全線より驅逐せられ、リガの運命亦危からんとするに至れり。ダルダネルス砲撃並にガリポリ遠征の不成功は、巴爾幹一圓の人心に大影響を與へたる其上に、本戦場各方面に於ける聯合軍の不振、就中露軍の敗北は、益々人をして獨逸の怖るべくして聯合軍の恃むに足らざるを思はしめたり。是れ實に獨逸外交の活動の爲に絶好の機會を作りたるものと謂はざる可らず。當時の形勢正に此の如し。協商諸國たるもの其巴爾幹外交に於て十分の警戒を執り、且十分の決斷を示し、以て機

敏に禍を豫防するの處置を執るべかりしに、却て姑息優柔にして機宜を失し、遂に第一回巴爾幹戰役以來の過誤失策をして慘絶なる一大カタストロフに終らしめたるは、甚だ遺憾なりと謂はざる可らず。

## 十

勃牙利に於ては、ゲシヨフ及マリノフ兩前首相等の如く有力なる政治家にして協商派に屬するものも無かりしに非ず。又一般民衆も露國に對し同情を寄せざりしに非ず。千九百十五年三月二十八日首都ソフィアに於て催されたる露軍戰勝祈禱會が非常なる盛況を呈したるが如き、亦以て當時に於ける一般人心の傾向を察すべきなり。然れども東方及西北の戰場の形勢甚だ聯合軍に不利なるに従ふて其態度は次第に曖昧となり、險怪となり、或は協商諸國を援けんとするが如く、或は獨塊に就かんとするが如く、人をして其去就を判斷するに迷はしめたり。要するに彼等は對戰兩派の間に立ちて沾らん哉主義を取り、最も有利なる條件を最も確實に提供し得る者に加擔せんと欲したるなり。而して其の目的とする所は、ブカレスト條約にて失ひたる夫のマセドニアを回復するに在り。首相兼外相たるラドスラヴ

フの曰く、『マセドニアは勃牙利のアルサス、ローレンなり』と。又藏相トレンチエフは曰く、『人若し勃牙利を助かさんと欲せば、先づ横奪せられたるマセドニアを勃牙利に返還せよ』と。而して彼等は戰爭參加の決心を爲すに先ちて、其報酬條件を確實に且具體的に定むるを要すと主張したり。斯くて漸く夏期に入るに及び、ソフィアは純然たる政治的バーゲンの取引所となり、勃牙利政府が露骨に同盟の競賣を叫ぶ其一方に於て、列強は激烈なる外交的暗闘を開始せり。

此暗闘の眞消息を知らしむべき正確なる材料は未だ發表せらるゝに至らず。従つて徑路の全部の明白ならざるは深く遺憾とすべし。然れども勃牙利政府は六月十四日の公文を以て協商諸國政府に其意の在る所を訴へ報酬條件の提供を促したるに、協商諸國は其後約五十日間を小田原評議に空過し、漸く八月三日午後七時を以て勃牙利首相に回答を交附し、其中に彼等の提供せんと欲する利益條件を示し翌四日塞爾比及希臘兩政府に向つて其の作成せる妥協案に同意を求めたり。而して其間に獨逸は既に勃牙利と土耳其とを妥協せしむるに成功し、マリツァ河方面の鐵道並に同河以西の地の割讓に關する豫備協商は、七月二十二日コンスタン

チノーブルにて成立を告げ居たり。此豫備協商が愈確定的のものとなるには、猶約二ヶ月の時日を要したりと雖も、少なくとも土勃接近の準備の成りたることは、之を認めざる可らず。即ち協商諸國の外交の機宜を失したることは前記日附の關係のみに依て判斷するも蔽ひ難きなり。後に至り英國首相アスキースの辯解せる所に曰く、獨逸の對巴爾幹政策は其指揮命令一中心より出づるが故に、敏活なる活動を爲し得るの便宜を有すと雖も、『聯合側に於ては各々其步調を一にせんがため、一舉一動に關しても相互間に意見の交換を必要とし、随つて又意見の相違を生ずるが如きは免れざる所なり』と。此は事實に相違なかるべきも然も失策は遂に失策たらざるを得ざるなり。

勃牙利を獨逸側に引入るゝに於ての第一の力となれる土勃鐵道協商は、八月及九月を通じての巴爾幹大危機中、其成立に關し種々の風説を生じたるも、結局確定のものとなれり。正式の調印は九月下旬ヂモチカに於て爲されたる等なり。其内容左の如し。始め勃牙利は千九百十三年五月三十日の倫敦講和條約に依り、エノスよりミヂアに至る新境界を認められ、アドリアノーブル並にキルク、ギリセの如きも、

勃牙利領内に含まるることとなりしも、再度の巴爾幹戰爭の結果、同年八月十日のブカレスト條約となり、マセドニアの主なる部分を塞爾比及希臘に奪はれたるのみか、同年九月三十日のコンスタンチノーブル土勃講和條約に依り、前記二要地を土耳其に還附し、且アドリアノーブル附近に於て、マリツァ河以西の地をも失ひたり。之がためエーゲ海に於ける勃牙利の要港デアガッチに達する勃牙利鐵道はマリツァ河の上流ムスタファパシヤより同下流のマンドラに至るまで、土耳其領内を通過せざるを得ざる事となれり。其の甚だ不便なるは勿論なるに因り、勃牙利は別に勃牙利領内のみを通過する新線路を建造するまでの便法として土領内通過の交通に關して或特種の權利を與へられ居たり。然れどもマリツァ河西の舊來の鐵道を土地と共に土耳其より讓受くるの最も有利なるは言を俟たざる所なるが故に、上記新協商に依り此希望を達したるなり。其結果上記地帯の鐵道は、カラガッチ(アドリアノーブルと相對す)ヂモチカ並にクレル、ブルガス等の諸驛と共に勃牙利の有となり、同時にマリツァ河以西の地は勃牙利に割讓せられたり。其廣袤は二千平方基米突に達すと云ふ。

獨逸が土勃二國の間に斡旋して此協商を成立せしめたるは、實に其外交の大成功たり。勿論右の鐵道協約中には政治上の特別の規定を含まざるを以て事實とせん。勃牙利首相ラドスラヅォフが『是れ唯過去に於ける勃牙利の中立に對する報酬のみ。勃牙利は之が爲に將來に亘りて何等拘束せらるゝことなし』と言ひ、又『勃牙利は此割讓に依り將來の政治的義務を負はず』と聲明したるは必ずしも虚構の言に非ざりしならん。然れどもマリツァ河以西の地の讓受けは少なくとも對土敵對行爲の斷念を意味するは論を俟たず。而して土勃の接近は即ち獨逸接近の階梯たること亦自明の理たり。勃牙利は親土親獨に於ての一種の手附金を取りたるなり。獨逸は之に依りて少なくとも勃牙利を協商派に投せしめざるの保障を得たるなり。

勃牙利の地位を斯くも一變せしむべき土勃鐵道協商に關し豫備協商の既に成れる後に至り、協商四國は漸く其報酬條件案を勃牙利に提出したり。即ち土勃鐵道豫備協商成立より十日を経たる八月の三日なり。其内容左の如し。

一、千九百十二年三月の勃塞條約に依り勃牙利領として豫定されありたるエグ  
リ、バランカよりオクリダ湖に至る線以東の地を、塞爾比より割讓せしむべき

事(コチャナよりモナスチールに至る間のヴァルダ河左右の廣大なる土地を含む)。

二、カヅァラ並に其背面のドラママ及セレス地方を希臘より割讓せしむべき事(カ  
ヅァラはブカレスト條約の際に問題となれるエーゲ海の要港なり)。

三、千九百十三年の倫敦條約に規定せしエノス、ミヂア線までの地を土耳其より  
割讓せしむべき事(即ちアドリアノーブル及キルク、キリセを回復せしむるな  
り)。

四、ブカレスト條約にて勃牙利の失ひたるドブルジャの一部を羅馬尼より割讓  
せしむべき事。

此等は要するに勃牙利が第二回巴爾幹戰役の爲に失ひたる所を回復せしむるものにして其の含む所の土地は非常に廣大なり。而して希臘にはカヅァラの交換として小亞細亞のスマイルナ地方を與へ、塞爾比にはマセドニアに於ける損失の代償をボスニア、ヘルツェゴヅィナ及アドリア海沿岸に於て取らしむる筈なりしなり。八月四日を以て協商四國より希塞二國政府に同意を求めたるは即ち此條件に

於ての妥協案なり。羅馬尼には多分ベツサラビア又はトランシルヴァニア方面に於て代償を得せしむる計畫なりしならん。

協商側より勃牙利に提供したる報酬案の勃牙利に取りて極めて有利なるは論を俟たず。此等の條件はサロニカ地方のみを別として、マセドニア並にスレーブに對する勃牙利多年の慾望を大體満足せしむるものなり。想ふに勃牙利人としては意頗る動かざるを得ざりしならん。然れども土勃妥協は既に進行中にして、勃牙利は既に獨逸側より一種の手附金を取り居るなり。土勃協商は中途に於て破棄し得られざるに非ずとするも、現に聯合軍の戦況極めて不利なるが故に、此際態度を一變して協商派に傾くは甚だ危険ならずとせず。協商四國が右の提案を爲したると方に時を同うして、ブルソーは獨逸軍の占領する所となり、露軍は連日敗退の慘境に在りしなり。且希臘及塞爾比は其マセドニア領を協商四國提案通りに勃牙利に割讓するに同意すべきや。希塞二國にして同意せずとせば四國の約は空文に歸せざる可らず。然も獨逸は別に大なる利益を掲げて熱心に誘惑を試みつゝあるなり。勃牙利の容易に協商四國の提案に應せざりしも怪むに足らず。

## 十一

協商四國は八月三日の提案を爲すに當り其協議に約五十日を費したるにも拘らず、犠牲を強いらるべき希臘及塞爾比との關係に於て準備の成れるものなく、提案實行上の確たる成算を缺ぎしは、甚だ奇なる事實たり。希臘に於ても、又塞爾比に於ても、此提案を採用せしむるは非常に困難なりしなり。

抑も塞爾比は豫てよりマセドニア方面に於て親交ある希臘と境界を接し、以て希臘に出でサロニカに通ずるの路を安全ならしむるを以て最も重要な事項となせり。敵意ある勃牙利の領土を中間に介在せしめて通路の不安全を來すは、其の最も憂ふる所なり。然るに協商四國の提案の如く、エグリ、パラシカよりオクリダ湖に一線を劃し其以東に於けるヴァルダル河左右の地を全部勃牙利に割讓せんか、希臘二國の間に越え難き鐵壁を築くに至るべし。曩に第一次巴爾幹戦役後の塞勃交渉の際、塞爾比が密約修正論を唱へて極力勃牙利と争ひたる動機も主として此に存せしなり。されば塞爾比政府は九月一日(千九百十五年)ニシユに於て四國代表者に回答を與ふるに當り、王ピートル及首相パシチは努めて妥協の精神を示しな



がらも、勃牙利には唯ザアルダ河迄の地を割譲し、其以南に於ては希臘と共同境界を爲すの現状を維持せんことを求めたり。此要求は決して無理なりと稱し難きなり。

又希臘は此年の三月協商派の首相ヴェネゼロスと親獨派の王コンスタンチノスと衝突し、ヴェネゼロスの辭職となり、爾來中立維持主義のグーナリス、政府の局に在り。加ふるにカヅァラは夫のブカレスト條約の際、希臘の力争して以て勃牙利より奪ひたる所なるが故に、今之を勃牙利に割譲すべしとの提案に對しては、世論囂々として之に反對したり。グーナリス内閣が領土保全を唱へて、マセドニア割譲に反對したるは、毫も怪むに足らず。八月中旬偶然の政變の爲に首相の地位に復せしヴェネゼロスは、勃牙利との妥協の爲にはカヅァラとスミルナとの交換を辭せざるの意見を有するも、其實行は大難事に屬す。且此ヴェネゼロスも十月に入るや塞爾比援助問題に就て王と再度の衝突を爲し、再び職を辭するの已むを得ざるに至りたるは、後に説くが如し。要するに協商四國の提案は、希塞二國の側に於ても重大なる故障の存せしを見るべし。協商派の巴爾幹協定策は其實行決して容易に非

ざるなり。

然も一方に於て獨逸は既に親土親獨の傾向を示せる勃牙利に向つて大利益を提供し、以て其の協商派の提案を容るゝを妨ぐるに努めたり。其提供條件の内容果して如何。不幸にして此點は十分に明ならず。千九百十五年十月上旬、雅典駐在の英國公使フランシヌ、エリオットは七月十七日に勃牙利と獨逸土三國との間に密約の結ばれたることを摘發し、其内容はアルバニアの全部並にマセドニアに於ける塞爾比及希臘の新領土を勃牙利に與ふるに在りと言ひ、更に之を希臘政府に通知して其注意を促したることあり。此の密約説は甚だ疑はしと雖も、獨逸が勃牙利に提供せんと欲する利益の範圍は略之に依つて想像するを得ん。協商四國の提案後に至り、獨逸の提供せし利益中には、(一)マセドニアの全部、(二)舊塞爾比領の一部並にアルバニア地方、(三)カヅァラ、ドラマ、セレス、及タソス島、(四)羅馬尼領のドプルジャ、及(五)土耳其領アドリアノーブル州中の或地點等を含めりと傳ふるものありたるも、眞偽固より明ならず。但し大體は斯る種類のものなるべし。又別に塞爾比舊領土中モラヅァ河以東の地を勃牙利に與へんとするの案も報せられたることあり。此案

を實行する時は勃牙利領はダニューブ河岸に於て直接に埃領と接し、將來獨埃は塞爾比を経過せずして直にソフィア及コンスタンチノーブルに出づるを得べく、其利甚だ大なるが故に、此報亦架空の臆説なりとは斷じ難きが如し。

兎に角獨逸の提案の内容は正確に知る能はずと雖も、少なくとも獨逸が協商四國に譲らざるの利益案を提げて勃牙利を誘惑するに努めたるは想像に餘あるべし。外交的暗闘の頗る激烈となれる此八月中、ホーヘンローヘ公が獨帝の親翰を携へて勃牙利王をソフィアに訪へるが如き、次でメクレンブルグ侯が獨逸外務省の巴爾幹通なるドクトル、フォン、ローゼンベルヒを隨へてソフィアに來り、勃牙利皇室の賓客として優遇を受けつゝ、劃策に餘念なかりしが如き、亦以て獨逸の努力の一端を窺ふに足るべし。獨逸は既に公債募集に於て勃牙利を助けたることあり。又土勃妥協の爲に斡旋せるの緣故もあり、更に戰場に於ける連勝の報の外交折衝上に絶大なる後援を與ふるあり。加ふるに當時對露戰の大勝に意氣天を衝ける獨埃軍が更に大舉して南に下り、一撃の下に塞爾比を粉碎すべく準備中なりし的事实は、勃牙利人に強烈なる刺戟を與へたり。斯くして獨逸は遂に勃牙利を動かすに成功せ

り。佛紙タン報じて曰く、メクレンブルグ侯はソフィア滞在中に、勃牙利王フェルザナンドを説破するの目的を選したるが如しと。或は然らん。

## 十二

兎に角九月中旬に至りて形勢は俄に急轉の徴候を呈し來れり。勃牙利は敢て協商派の提案に應せんとせざるのみか、九月二十二日突如として全國の動員を命じたり。同二十四日首相ラドスラヴォフは英露公使を引見し、宣言して曰く、『動員は唯武装中立を維持せんがためのみ、決して塞爾比を敵とするに非ず』と。同時に彼は希臘公使に向つても、『動員は希臘若くは塞爾比に對する敵意に基づくに非ず』と聲明したり。此聲明は其後英希兩國の議會に於てグレイ及ヴェン、ゼロスの報告する所となり、正に抹殺し難き誓言となれるなり。然も勃牙利の眞意の頗る疑ふべきものあるを以て、グレイは九月二十八日下院議場に於て左の如き宣言を爲し、勃牙利に向つて一大警告を與へたり。

『若し勃牙利にして我國の敵に加擔して攻撃の態度を取ることあらんには、我等は巴爾幹に於ける我友邦に對し、我同盟國と相提携して彼等の最も満足すべ

き方法に於て吾等の爲し得る一切の援助を與ふべきなり。然るに茲に驚くべきは、勃牙利の動員に獨逸將校の指揮を執れること發見せられたり。且動員令發布後、幾多の獨逸將校は、勃牙利軍隊指揮の目的を以て續々としりて入り來りたり。是れ實に前年土耳其が獨逸將校の指揮の下に露國に開戦するに至れる時の状況と酷似するものなり。想ふに勃牙利と獨逸との間には、既に緊密なる協定の成り居たるならん。是に於て露國政府は最早忍ぶ能はずと爲し、十月三日左の最後通牒をソフィア駐在公使サヴィンスキに送附し、同公使は翌四日午後四時之を勃牙利政府に交附したり。

目下勃牙利に起りつゝある出來事は勃牙利政府が其國の運命を獨逸の手中に置くに確定したることを證明す。勃牙利の陸軍省並に陸軍の要部に獨逸士官の居ること、塞爾比に接せる地方に軍隊を集中すること、並に勃牙利政府の我敵國より莫大なる財政的援助を受けたることは、勃牙利の目下の軍事的準備の目的に關し一點の疑をも留めず。

勃牙利人の慾望の實現を以て心中の希望とする協商四國は屢次ラドスラヅフ氏に向つて、塞爾比に對する敵對的行爲は協商諸國に對するものと見做さるべきことを警告したり。此等の警告に對して勃牙利首相の與へたる證言は、事實に依つて否定せらる。

土耳其の種牯より脱したる記憶に依つて勃牙利と特別の關係を結べる露西亞の代表者は、勃牙利に留まりて以て、同盟の斯拉ヅ國民に對する兄弟相屠る底の攻撃の準備に承認を與ふる能はず。

故に若し勃牙利政府にして、公然スラヅ派及露西亞の敵と二十四時間内に絶ち、協商諸國と交戦中の國の陸軍に屬する士官を直に去らしむることを爲さずんば、露國公使は其公使館員及領事館員と共に勃牙利を去る命令を受けたり。之に對し勃牙利政府は翌五日指定の時間内に於て應諾の答を與へず。斯くて露勃外交は茲に破裂となり、英佛伊等の代表者も亦旗を捲いて引揚げたり。十月六日獨逸軍は塞爾比のダニユール河岸に殺到して攻撃を開始し、獨逸同盟軍はダニユール、ドリナ、及セーヴの三河を渡りて三方面より湖の如くに侵入せり。同時に十月十一日より勃牙利は不規則なる状態の下に塞爾比と戦闘を始めたり。勃牙利宣言、

して曰く、塞爾比軍二地點に於て境界を侵したるが故に、十月十四日午前八時より勃塞二國は交戦状態にあるものと認む。眞の攻撃者の勃牙利なるは言ふ迄もなし。要するに勃牙利は此の如くにして遂に獨逸の味方として戦争に参加するに至れるなり。

協商諸國が巴爾幹協定策に失敗し、勃牙利をして敵軍に馳せ參するに至らしめたるは、確に其外交の失敗を意味す。十月九日の倫敦タイムスが巴爾幹に對する英国外交の失敗を攻撃して、『是れ主として不注意不熱心及確乎たる政策の缺乏の致す所なり』と斷言したるは實に鐵案たり。されど英國外相グレーは十月十四日の議場に於て左の如き辯明を爲せり。

『巴爾幹協定の成立は、勃牙利其他巴爾幹諸國の正當なる希望慾求に満足を與ふるに依りて始めて之を期するを得べし。斯る協定の成立に必要な互讓は相互の同意を要するものなるを以て、吾人は此同意を得るに全力を用ゐたり。不幸にして過去の事情のために、巴爾幹諸國の感情は一致和合ならずして不和反目なりき。而して彼等間に存する不和を進め反感を激甚ならしむるの政策は、彼等

を調停し其一致を圖るの政策よりも實行上非常に容易なり。予の見る所を以てすれば、過去數月間歐洲の戦況聯合軍に取りて甚だ優勢なりしに非ざる限り、巴爾幹和合の政策をして、巴爾幹戦激成の政策に對して、勝利を占めしむるを得ざりしならん。後者の政策は即ち獨逸の君主及政府が——然り君主及政府なり、——首尾好く實行し得たる所のものなり。』

グレーの言ふ所は無理なるに非ざるも、『過去の事情のために巴爾幹諸國の感情は一致和合ならずして不和反目なりき』とは、即ち二回の巴爾幹战役の際に於ける協商派外交の甚だ短見なりしの結果なることを知るや知らずや、其外交姑息にして遠謀深慮を缺きたるが爲に、巴爾幹兄弟相食むの戦亂を誘起せしめ、又勃牙利をして復讐の念に燃ゆるに至らしめ、以て今日の變局を生み出だしたるなり。グレーが歐洲戦況の不利を外交失敗の原因中に算へたるは不可ならずと雖も、協定案提出を五十日の長きに亘りて遷延せしめ交渉開始の時機を益々非ならしめたるは如何。勃牙利が協定案を容れざる場合に、直に之に對して斷乎たる處置を執るの決心と準備とを缺きたるが如きも、吾人の感服する能はざる所なり。看よ、十月四日露

國の最後通牒が勃牙利に交附せられ、翌五日聯合軍の先發隊がサロニカに上陸を始めた。其頃に於てすら英國は此遠征の得失を講究中なりしなり。或は希臘の蹶起を豫想し、其兵力を計算に加へ居たるならんも、是れ餘りの不用意なりと謂はざる可らず。頼み難きを頼み、用意すべきを用意せず、其劃策に確乎たる決心なく、而して成功せんことは不可能なり。

協商派巴爾幹外交の失敗に就ては、英國最も責任あるもの、如く、佛紙デバの如きは右のグレーの演説の翌日無遠慮なる英國攻撃の筆を振り、其外交の迂濶を非難せり。其中に左の一節あり。

「グレー氏は獨逸の巴爾幹政策が不和を煽動し反感を激成するに在りたること、並に此政策は協商諸國の期する所の調和妥協よりも實行に容易なるものなることを承認せり。果して然りとせば、何故に彼は千九百十五年の九月末まで幻想的政策を行ふに固執せしや。」

『幻想的政策』とは成功の望なき巴爾幹協定策を意味するなり。グレーは此政策の固執者なりしなるべし。

十三

吾人は更に希臘が協商側に加擔すべくして然も加擔せず、以て今日に至れる次第を述べざる可らず。希臘は國として又國民として夙に協商派に同情を有す。且塞爾比とは千九百十三年以來同盟關係に在り。故に千九百十年以來の希臘の名相たるヅエニゼロスは夙に協商派に心を傾け機會の乘すべきあれば直に協商四國に與して起ち、依つて以て領土擴張の希望を達せんと欲したり。而して此事に關し英國政府より報酬條件を提げて其の蹶起を促したるは千九百十五年一月二十四日を以て始と爲すが如し。此日雅典駐在の英國公使は彼を訪問して塞爾比を援けんことを求め、同時に協商四國は小亞細亞に於て重要な領土讓與を得せしむることを保障すべしと告げ、又塞爾比が勃牙利に土地を割くに反對せざらんことを求めたり。當日の會見に付ヅエニゼロスは即日直に覺書を作りて之を王コンスタンチノスに報告せしが、其中には塞爾比を放棄するの不得策なることを述べ、且勃牙利と提携するが爲に必要なりとせば、之にカヅァラを割讓するも可ならんと附言したり。要するに彼はカヅァラ地方に於て人口三萬を有する二千方基米突の地を憐

牲と爲して對岸の小亞細亞スミルナ地方に於て人口八十萬を有する十二萬五千方基米突の地を獲んと欲せるなり。

次で翌二月二十五日雅典の英國公使はグレーよりの左の電報をヴェネゼロスに通知し、其決心を促したり。

『若し希臘にして其同盟の塞爾比に加擔し今回の戦争に参加せんには、佛蘭西並に露西亞は小亞細亞海岸地方に於て極めて重要な領土的讓與を爲すに同意するの意あり、若しヴェネゼロス氏にして此等の條件に於て確然たる協定を爲すを希望すとせば、速に其意を英佛露三國政府に告げらるべし。予は氏の爲すべき如何なる提議も大なる好意を以て迎へらるべきを確信するものなり。』

此二月中旬より聯合艦隊のダルダネルス砲撃開始せられたるを以て、英國は此機に於て希臘を起たしめんと欲し、右の電報となりたるなり。ヴェネゼロス即ち之に應じ閣議は戦争参加に決したり。議會の多數黨は此内閣に信任を表せるなり。然るに王コンスタンチノスは獨逸皇妹ソフィアを妃と爲し、夙に親獨的傾向を有し、武器を執つて之が敵となるを好まず。又參謀本部側の軍人等は獨逸の武力を憚り、

協商派に與みするを肯んせず。斯くて三月六日、王はヴェネゼロスの政策を否認したり。是に於て内閣の總辭職となり、次で中立主義のグーナリス内閣の組織を見しが、是れヴェネゼロスの失敗なると同時に又協商派の失敗たり。

其後四月六日に至り、グーナリス内閣の發表せる公示に、王は希臘より勃牙利に土地を割くの交渉を許されたることなしと記したれば、ヴェネゼロスは之を以て自己の心事に付重大なる誤解を惹起すの虞ありと爲し、直接に王に書を寄せて閣臣に誤解を釋くの道を命せられんことを求め、且此希望容れられざる場合には政界より退隱するの外に奉公の道なしと附言したり。王之を容れず。ヴェネゼロス即ち憤然として退隱を宣言し、直に海外漫遊の途に就けり。然れども五月一日解散せられたる議會は六月十三日の總選舉に於て自由黨即ちヴェネゼロス派の大勝に歸し、グーナリス内閣は八月中旬總辭職を爲し、ヴェネゼロス再び内閣組織の大命を拜せり。實に八月十七日なり。

協商四國の夫の協定案を希臘に提出したるはグーナリス内閣顛覆の約二週前なりき。而して同内閣は政權を敵黨に引渡すに先ち領土保全論を以て四國に答へ

たるは前に記したるが如し。然れどもヴェニゼロスは敢て當初の意見を抛たず。總選舉の勝利に依つて新に國民より信任の裏書を得たる彼は勇氣勃々たるものありしなり。されば九月二十二日勃牙利が突如として動員令を發し、巴爾幹の形勢俄に危急を告ぐるや其翌日彼は王に動員の記名を請ひ、次で十月四日露國の最後通牒の勃牙利政府に交附せらるゝや、彼は同日の夕景より翌五日の午前五時に亘る徹夜の議場に於て斷然塞爾比に對する同盟の義務を守らざる可らずと宣言したり。激烈なる討論の末首相の意見は百二に對する百四十二を以て勝利を博せり。政府諸大臣は投票に加はらず。斯くて開戦論は議會の承認を得たるも五日王はヴェニゼロスを宮中に招きて再び否認の決意を告げ、彼をして再び痛憤の涙を飲みつゝ、辭職するの餘儀なきに至らしめたり。塞爾比並に協商四國の遺憾想ふべきなり。

ヴェニゼロスに代れるザイミス内閣は十月十二日塞爾比に向つて援助拒絶の回答を爲せり。而して希臘が塞爾比に對する同盟條約不履行の辯明に就て、王コンスタンチノス並にザイミス等の言へる所左の如し。

希塞同盟條約は巴爾幹戰爭のみに關す。即ち希臘若くは塞爾比が勃牙利のみに依つて攻撃せられたる場合にのみ効力を有するなり。塞爾比が勃牙利並に二大陸軍國に依つて攻撃せらるゝ場合の如きは、全然豫想中に存せざりしなり云云。

即ち歐洲戰爭の一部としての塞勃戰爭なるが故に、塞爾比を援くるの義務なしとの解釋を取れるなり。之に反しヴェニゼロスは條約は絶対に希臘を拘束すと言ひ、且塞爾比放棄を政治的の大失策なりと爲し、巴爾幹の現状維持のため塞爾比の存在は希臘に取りて必要なり。塞爾比の滅亡は希臘をして強大に且殘忍なる勃牙利の爲に死活を制せらるゝに至らしむべしと言へり。猶十月十六日英國は希臘に向つてサイプラス島を提供し、其厥起を促したるも、ザイミスは之を拒絶したり。

## 十四

猶九月下旬前後に於て協商派は例の緩漫と不決斷との爲に極めて重大なる失策を演じ、可惜捕へ得べき好機會をも全然逸し去りたるの嫌あり。其次第は敢て他に非ず。勃牙利動員決定の一日前なる九月二十一日、ヴェニゼロスは英佛に向つて

十五萬の援兵を求め、二十四日、英佛は之に同意したり。即ち此十五萬の援兵を直に巴爾幹に急派して協商諸國と希臘との間に離る可らざる關係を作りたらんには或は臍を嚙むの悔なきを得たるならん。然るに機敏の措置を怠りたるがために、折角の十五萬の援兵の請求も何等利用せらるゝことなくして終れり。加之塞爾比は勃牙利の動員完了せざる内に之を攻撃するを以て最も得策なりと爲し、英佛に向つて之を求めたるに、英國外相グレーは九月二十七日此請求を拒絶し、政治上及外交上の理由より其の爲され難きことを答へたり。佛紙デバが「九月末まで幻想的政策を行ふに固執云々」とて憤慨せるは、多分之を指すものならん。

此の如く敏速に勃牙利を攻撃するの措置を執らざりしがため、塞爾比は其準備の整ひたる後に於ても、九月二十七日より十月六日に至る十日間を空過するの已むを得ざるに至れり。而して十月六日獨逸軍はダニエーブ、ドリナ及セルヅ三方面よりの塞爾比總攻撃に着手せり。聯合軍は先鋒がサラニカに上陸を始めたは、纒に其前日なり。其二日前希臘に政變ありたるは、上に記したるが如し。英國參謀本部はサラニカ出兵の最早時機を失せるを認め、十月九日出兵反對の意見書を提出し

たり。十月十一日軍事會議は之を討議したる上、塞爾比を援くるは既に時機を逸すしたり。豫て塞爾比救援軍派遣に熱心なりし佛國政府は此形勢を見て大に憂慮し、と議決十月末特にジョッソフル將軍を倫敦に派し、出兵論を説かしめ、斯くて愈々之を遂行する事となれり。當時此出兵問題に關する不平の爲に辭職せし檢事總長サ―、エドワード、カーソンは、後に至り評して曰く、「政府は三週前に時機を逸すと決せられたる事柄を三週後に至り時機を得たるものと決したり」と。皮肉骨を刺すの概あるを見ずや。佛蘭西に於ても時機を失しての遠征に不平なる外相デルカッセは辭職したり。

要するに此の如くにして塞爾比は國を擧げて敵軍に蹂躪せらるゝの悲運に遭ひ、ヴェネゼロスは空しく雄志を抱て失意に泣くの窮境に陥れり。夫の勃牙利を敵營に奔らしめたると共に、深く協商派の爲に惜まざるを得ざるなり。看よ、羅馬尼が動かんと欲して動く能はざるも之が爲に非ずや。獨逸遂に巴爾幹を突破し、其威風今や同半島を歴しつゝあり。若し此状態にして戦後永久に維持せらるゝを得んには、巴爾幹は獨逸の所謂「中歐組織」の一部となり、ハムブルグよりコンスタンチノー



アルに至る大天地は現在の獨逸聯邦の擴大したるものと異ならざるに至るべし、斯くして獨逸の鐵腕下に立つの巴爾幹は、其の近東政策及中東政策の根據地となり、更に又其の世界政策の重要堡壘とならん。巴爾幹問題が巴爾幹のみの問題に非ざるは既に久し。されど今や其の益々然るを見るなり。(完)

## 輸出獎勵の手段

氣 賀 勘 重

由來經濟政策上の施設には相互矛盾せるもの甚だ多し。經濟政策根本の目的は一般國民の福利増進に在ること勿論なりと雖も、然かも此見地よりして國內一定の利益又は事業に對し多少の保護若しくは制限を加ふるに當りては、勢ひ其一方に於て多少の不利益又は損害を蒙るもの、現はるゝを免る可らず。例せば農業經營の利便を確保せんとする水利法の規定が往々にして水運の發達、水力電氣事業の發展を多少制限することあるを免れざるが如き、將た或は鐵道交通の促進が大工業大商店の發達を助けて地方土着の手工業、小商店従業者の困厄を惹起すが如き、其他類例舉げ來れば殆ど際限あることなし。蓋し機に臨み事情に應じて一局部